士別地域消費者被害防止ネットワーク

士別地区! くらしねっと情報 第 411 号 (R3.1.15)

新成人 SNS 上の危険!きっぱり断ることも勇気

成人を迎えると、親の同意は必要なく、自分の意思で自由に契約することができます。その反面、契約トラブルになった場合の責任も自身が負うこととなります。

2022 年 4 月からは、成人の年齢が現行の「20 歳」から「18 歳」に引き下げられることもあり、社会経験が乏しい新成人がトラブルに巻き込まれる可能性が高まります。

若者にとってスマートフォンは生活の一部であり、一方でSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)は悪質商法の勧誘手口に悪用されるケースが増え、トラブルが目立ちます。

■SNS 上の広告がきっかけ

- •「120万円が当たる」というプレゼント企画に応募。FX自動アプリの申し込みだった。
- •「1回限り」で注文した健康食品が「定期購入」だった。
- ・脱毛エステを契約したが、予約状況や施術期間が広告と違う。
- 金運が授かるという無料占いサイトに登録。大量のポイントを買っても金運が訪れない。

■SNS 上で知り合った相手からの誘い

- •「投資用ソフトを 120 万円で購入し、人を紹介すれば 8 万もらえる」と勧誘され購入 したが、儲からず人も増やせない。
- 転売ビジネスに興味はないかと誘われ契約をしたが稼げない。
- ・知り合った女性とやり取りし、これまで370万円費やしたが会えない。
- 副業仲間をかたる"サクラ"の「一緒に頑張ろう」「報酬を受け取った」という言葉を信じてポイント 50 万円を購入したが報酬が得られない。
- 「チケットを譲る」との書き込みを見て代金を支払ったがチケットが届かない。

【ひとこと助言】

・SNS 上の広告や相手が本当に信用できるのか、慎重に判断する

大幅な値引き広告や、投稿メッセージは信用せず、個人情報は渡さない。

• ネット契約は慎重に!情報には流されない

契約書等の内容が理解できない場合は契約しない。

- その場で契約しないで、周囲に相談する
- 儲け話は信じない!

特に友人やSNSで知り合った人から勧誘されるマルチ 取引は、勇気を出してきっぱりと断る。

- お金がないなら契約しない
- 困ったら消費者センターに相談する

消費生活相談専用ダイヤル(0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用午前8時30分~午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

メール相談: shohi-sos@city.shibetsu.lg.jp

